

## 漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定（日ソ漁業協力協定）

一九八五年五月一三日 効力発生・公布・告示

### 前文

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、北西太平洋の生物資源の保存、再生産、最適利用及び管理に関する共通の関心を考慮し、海洋法に関する国際連合条約が採択されたことを考慮し、一九七七年五月二日付けの日本国との漁業水域に関する暫定措置法及び一九八四年二月二八日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦の経済水域に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令の関係諸規定を考慮し、漁業の分野における科学技術協力の促進に関して相互に关心を有し、北西太平洋の生物資源の保存、再生産、最適利用及び管理のための漁業の分野における科学的調査の重要性に留意し、漁業の分野における互恵的協力を発展させることを希望して、次のとおり協定した。

### （漁業の分野における協力）

#### 第一条 両締約国政府は、北西太平洋の生物資源の保

存、再生産、最適利用及び管理に関する協力を含む漁業の分野における互恵的協力を発展させる。

#### （北西太平洋二百海里水域の外側の水域における漁河性魚種の我が国による漁獲についての基本的枠組み）

##### 第一条 両締約国政府は、溯河性魚種の発生する川の所

在する国（以下「母川国」という。）が当該魚種に関し第一義的利益及び責任を有することを認める。

##### 2 両締約国政府は、溯河性魚種の母川国がその二

### 百海里水域の外側の限界より陸側のすべての水域にお

ける当該魚種の漁獲及び二百海里水域の外側の水域における当該魚種の漁獲に対する適当な規制措置を定めることによつて当該魚種の保存を確保することを認めること。両締約国政府はまた、母川国が、二百海里水域の外側の水域において母川国との合意に基づき、母川国に発生する溯河性魚種の漁獲を行つてゐる国並びに二百海里水域の外側の限界より陸側の水域に入るか又はこの水域を通過して回遊する当該魚種の保存及び管理について母川田と協力しつつ当該魚種の漁獲を行つてゐる国と協議の上、当該魚種の総漁獲可数量を定めることを認める。

### 3

#### （1）両締約国政府は、溯河性魚種の漁獲が二百海

里水域の外側の限界より陸側の水域においてのみ行われる（この規定の適用が母川国以外の国に経済的混乱をもたらす場合を除く。）ことを認めること。両締約国政府は、北西太平洋の二百海

里水域の外側の水域におけるソヴィエト社会主義共和国連邦の川に発生する溯河性魚種の漁獲に關し、当該魚種に関する保存上の要請及びソヴィエト社会主義共和国連邦の必要性に妥当な考慮を払つて、日本国による当該漁獲の条件に關する合意に達するため協議を行う。

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、日本国による溯河性魚種の通常の漁獲量及び操業の形態並びにその漁獲が行われてきたすべての水

### 4 特別の考慮を払う。

#### （1）両締約国政府は、三百海里水域の外側の水域における溯河性魚種に関する規制の実施は母川国と他の関係国との間の合意によることを認める。

（2）北西太平洋の二百海里水域の外側の水域におけるソヴィエト社会主義共和国連邦の川に発生する溯河性魚種に関する規制の実施は、両締約国政府の間の合意に基づき、次の規定に従つて行われる。

（a）日本国が漁船に対し北西太平洋の三百海

里水域の外側の木城においてこの条の規定に基づき溯河性魚種の漁獲を行う許可を与える許可証は、日本国政府の権限のある機関が発給する。

（b）ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の権限の機関に対し、当該許可証を発給した漁船の船名及び特徴、許可番号その他の必要な事項を速やかに通報する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の権限の機関に権限を有する公務員は、装備、魚そう、航

海日誌その他の書類及び漁獲物その他の物件を検査し並びに乗組員に對して質問するため、溯河性魚種の漁獲を行つてゐる日本国に乗船することができる。その検査及び

域を考慮する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国がソヴィエト社会主義共和国連邦との合意によりソヴィエト社会主義共和国連邦の川に発生する溯河性魚種の再生産のための措置に參加し、特にこの目的のための経費を負担している場合には、日本国に対し、当該魚種の漁獲について特別の考慮を払う。

質問に当たつて、当該公務員は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の権限のある機関が発行した身分証明書を提示し、かつ、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならない。

(c) ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の正当に権限を有する公務員は、日本国の漁船が、現に漁船に係るこの条に関する合意に違反する漁獲を行つてゐるとき又は当該公務員が乗船する前に現にそのような漁獲を行つていたと信するに足りる相当の理由があるときは、当該漁船を拿捕することができる。

この場合において、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、できる限り速やかに、日本国政府に当該漁船の拿捕を通告し、かつ、当該公務員は、両締約国政府が当該漁船の引渡しに関し別途合意しない限り、できる限り速やかに、拿捕した場所で日本国政府の正当に権限を有する公務員に当該漁船及びその乗組員を引き渡さなければならない。

(d) 日本国の当局のみが、漁船に係るこの条に関する合意に対する日本国の漁船による違反に関連して生ずる事件について裁判し、かつ、刑を科する管轄権を有する。ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、日本国政府に対し、当該違反を証明する調書及び証拠をできる限り速やかに提供する。

(e) 日本国政府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府に対し、漁船に係るこの条に関する合意に対する日本国の漁船による違反に対する措置につき通報する。

(f) 日本国政府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の正当に権限を有する公務員が日本国に支障なく乗船する機会が与えられることとなるように、及び当該公務員が漁船

にある間、当該漁船の乗組員が検査（検査の結果発見された違反を除去するための措置を除く）の実施について当該公務員に協力するように、適当な措置をとる。

(g) 日本国政府の権限のある機関は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の権限のある機関に対し、合意された経路を通じ、かつ、合意された期日に、溯河性魚種の定められた漁獲量の日本国による利用の状況に関する情報を送付する。

5 日本国政府は、北西太平洋の二百海里水域の外側の水域において日本国の国民及び漁船が漁船に係るこの条に関する合意を遵守することを確保するために必要な措置をとる。

6 締約国政府は、他方の締約国の川に発生する溯河性魚種が自国の二百海里水域の外側の限界より陸側の水域に入るか又はこの水域を通過して回遊する場合には、当該魚種の保存及び管理について当該他方の締約国の政府と協力する。

7 日本国政府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の科学観察員が、両締約国政府の間で合意する条件の下で、溯河性魚種の漁獲に関する科学的情報を収集するために、北西太平洋の二百海里水域の外側の水域において溯河性魚種の漁獲を行つてゐる日本国の漁船を一時的に訪問することに便宜を与える。

8 両締約国政府は、いずれか一方の国の川に発生する溯河性魚種の保存、再生産、最適利用及び管理のために必要な科学的調査の実施、共同計画の作成及び実施並びに資料（当該魚種の起源に関する資料を含む）の交換について協力する。

9 各締約国政府は、両国のいずれにも所属していない漁船が、北西太平洋の二百海里水域の外側の水域において他方の国の川に発生する溯河性魚種の漁獲活動を行つて当該魚種の保存、再生産、最適利用及び管理に好ましくない影響を与えていたことを知つたとき

### （科学的調査についての協力）

#### 第三条

1 両締約国政府は、漁業の分野における科学的調査、特に北西太平洋の生物資源の保存、再生産、最適利用及び管理のために必要な科学的調査の実施について協力する。

2 両締約国政府は、相互に関心を有する場合に、海水及び淡水における生物資源の漁獲、増殖及び養殖の技術及び方法の改善並びにこれらの生物資源の加工、保藏及び輸送の方法の改善について協力する。

（生物資源の保存及び管理）

第四条 両締約国政府は、適当な場合に、入手可能かつ最も科学的証拠を考慮し、両締約国政府が共通の関心を有する北西太平洋の二百海里水域の外側の水域における生物資源の保存及び管理について協力する。

第五条 両締約国政府は、相互に関心を有する場合に、

は、当該漁獲活動について池方の締約国政府の注意を喚起する。両締約国政府は、必要に応じ、当該漁獲活動の防止に協力する。

10 この条の実施に関する合意（3及び4(2)にいう合意を含む）は、第七条にいう日ソ漁業合同委員会の会議の議事録に記載される。この合意は、各締約国政府がそれぞれの国内法上の手続に従つて当該議事録を承認したことと通知する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

両国が加盟している国際機関において検討される漁業の問題（生物資源の保存及び最適利用の問題を含む。）について協議する。

（団体及び企業の間の協力についての協議）

第六条 両締約国政府は、相互に関心を有する場合に、それぞれの国の関係法令の範囲内において行われる両国の団体及び企業の間の漁業の分野における協力の問題について協議する。

（合同委員会の設置）

第七条 1 両締約国政府は、この協定の目的を達成するため、日ソ漁業合同委員会（以下「合同委員会」という。）を設置する。

2 合同委員会は、各締約国政府がそれぞれ任命する一人の代表及び二人以内の代表代理で構成する。

3 合同委員会は、少なくとも毎年一回交互に両国において会合する。合同委員会の会議の運営に関する共同の経費は、受人側が負担する。

4 合同委員会は、第二条に定めるところに関連する問題に關し協議を行うとともに、この協定の実施に関連するその他の問題について検討する。

5 第二条に定めるところに関連する問題に関する協議の結果及びこの協定の実施に関連するその他の問題についての検討の結果は、両締約国政府の代表の間の合意により採択される合同委員会の会議の議事録に記載される。

（海洋法との関係）

第八条 この協定のいかなる規定も、海洋法の諸問題についてのいずれの締約国政府の立場又は見解をも害するものとみなしてはならない。

（効力発生及び有効期間）

第九条

1 この協定は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、一九八七年二月三日まで効力を有する。

2 この協定は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了の日の六箇月前までにこの協定を終了させる意思を他方の締約国政府に書面によつて通告しない限り、順次一年間効力を存続する。

末文

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に

△資料2▽

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の  
両国との地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する  
協定（日ソ地先沖合漁業協定）

一九八四年一二月一四日 効力発生・公布・告示

前文

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、北西太平洋の生物資源の保存及び最適利用に関する共通の関心を考慮し、海洋法に関する国際連合条約が採択されたことを考慮し、一九七七年五月二日付けの日本国政府の漁業水域に関する暫定措置法に基づく漁業に関する日本国政府の管轄権並びに一九八四年二月二八日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦の経済水域に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令に基づく生物資源の探査、開発、保存及び管理のためのソヴィエト社会主義共和国連邦の主権的権利を認めた。

委任を受けてこの協定に署名した。

一九八五年五月一二日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
鹿取泰衛

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために  
V・カーメンツエフ

【引用元】 外務省ウェブサイト・条約データ検索を  
通じて取得。

## (自国の二百海里水域での他方の国の漁獲の許可)

各締約国政府は、相互利益の原則に立つて、

自国の関係法令に従い、自国の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域（以下「水域」という。）において他方の国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

### (操業の条件の決定)

各締約国政府は、予見されない事態において調整することがあることを条件として、自国の水域における他方の国の漁船のための漁獲割当量、魚種別組成及び操業区域並びに自国の水域におけるこれらの漁船による操業の具体的な条件についての決定を毎年行う。この決定は、第六条にいう日ソ漁業委員会において行われる協議の後、資源状態、自国の漁獲能力、他方の国の伝統的な漁獲量及び漁獲の方法その他の関連する要因を考慮して行われる。

### (許可証の申請、発給等)

1 各締約国政府の権限のある機関は、他方の締約国政府の権限のある機関から第二条にいう決定についての書面による通報を受領した後、当該他方の締約国政府の権限のある機関に対し、当該他方の国の水域における漁獲を行うことを希望する自国の漁船に対する許可証の発給のための申請を行う。各締約国政府の権限のある機関は、この協定の規定及び自国の関係法令に従つて、この許可証の発給を行う。

2 各締約国政府の権限のある機関は、他方の締約国政府の権限のある機関に対し、第一条にいう漁獲を行うことに関する手続規則（許可証の申請及び発給並びに操業日誌の記載に関する手続規則を含む。）を書面により通報する。

3 各締約国政府の権限のある機関は、許可証の発給に際し妥当な料金を徴収することができる。

## (漁船の取締り等)

### 第四条

各締約国政府は、自国の国民及び漁船が、他方の国の水域において漁獲を行うときは、当該他方の国の法令に定める生物資源の保存措置その他の条件に従うことを確保するために必要な措置をとる。

2 各締約国政府は、自国の法令に定める生物資源の保存措置その他の条件を他方の国の国民及び漁船が遵守することを確保するために、国際法に従つて、自

国の水域において、必要な措置をとることができる。

各締約国政府の権限のある機関は、他方の国の漁船を拿捕し又は抑留した場合には、他方の締約国政府に對し、とつた措置及びその後に科した刑について、外交上の経路を通じて速やかに通報する。

拿捕された漁船及びその乗組員は、適当な担保又はその他の保証が提供された後に速やかに釈放される。

3 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、自国の法令に定める生物資源の保存措置その他の条件につき、時宜を失すことなく適当な通報を行う。

### (効力発生及び有効期間)

#### 第八条

1 この協定は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、一九八七年一二月三一日まで効力を有する。

2 この協定は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了の日の六箇月前までにこの協定を終了させる意思を他方の締約国政府に書面によつて通告しない限り、順次一年間効力を存続する。

## (生物資源の保存及び最適利用)

第五条 両締約国政府は、両国の水域に存在する生物資源の保存及び最適利用について協力する。

（日ソ漁業委員会の設置）

第六条

1 両締約国政府は、この協定の目的を達成するため、日ソ漁業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、各締約国政府がそれぞれ任命する一人の代表及び二人以内の代表代理で構成する。

3 委員会は、少なくとも毎年一回交互に両国において会合する。委員会の会議の運営に関する共同の経費は、受入側が負担する。

4 委員会は、第二条に定めるところに関連する問題に關し協議を行うとともに、この協定の実施に関連するその他の問題につき検討する。

### (この協定の規定と海洋法の諸問題との関係)

第七条 この協定のいかなる規定も、海洋法の諸問題についても、相互の関係における諸問題についても、いずれの締約国政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。

（生物資源の保存及び最適利用）

第五条 両締約国政府は、両国の水域に存在する生物資源の保存及び最適利用について協力する。

（日ソ漁業委員会の設置）

第六条

1 両締約国政府は、この協定の目的を達成するため、日ソ漁業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、各締約国政府がそれぞれ任命する一人の代表及び二人以内の代表代理で構成する。

3 委員会は、少なくとも毎年一回交互に両国において会合する。委員会の会議の運営に関する共同の経費は、受入側が負担する。

（引用元） 外務省ウェブサイト・条約データ検索を

通じて取得。

## 日本漁民による昆布採取に関する北海道水産会とソヴィエト社会主義共和国連邦漁業省との間の協定（日ソ民間貝殻島コングル協定）

一九八一年八月二五日締結

北海道水産会とソヴィエト社会主義共和国連邦漁業省とは、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の善隣関係と協力を増進し強化することに寄与することを希望し、左記のとおり合意した。

第一条 ソ連側は、北海道に居住する日本漁民の要請に応え、これらの漁民に対し、左記の点に通ずる線によつて区画される区域において昆布の採取を可能ならしめることに同意する。

(イ) 東経一四五度五〇分二六秒、北緯四三度二三分四〇秒

(ロ) 東経一四五度五一分四八秒、北緯四三度二四分三三秒

(ハ) 東経一四五度五四分二〇秒、北緯四三度二二分三六秒

(二) 東経一四五度五一分三〇秒、北緯四三度二二分〇六秒

採取に従事する日本漁船は、東経一四五度五〇分二秒、北緯四三度二三分二四秒及び東経一四五度五〇分二六秒、北緯四三度二三分四〇秒の両点を結ぶ線と、東経一四五度五〇分二六秒、北緯一四三度二一分五八秒及び東経一四五度五一分三〇秒、北緯四三度二三分〇六秒の両点を結ぶ線との間より操業区域に出入するものとする。

第二条 日本漁民は、一九八一年八月二十五日より九月

三〇日にいたる操業期間中この協定の第一条に掲げられた区域において昆布採取に従事するものとする。

操業全期間中の日本漁船の総数は三三〇隻を超えないものとする。操業は乗組員三名いつもお世話になつております。内の漁船によつて行われるものとする。

第三条 日本漁民による昆布採取は、この協定の不可分の部分をなす付属書に掲げられる手続によつて行われるものとする。

第四条 日本漁民による昆布の採取権のため、北海道水産会は、ソ連側に對して六六〇〇万円を支払う。上記金額は、この協定の署名の日より一五日以内に、農林中央金庫経由で、モスクワ市のソヴィエト社会主義共和国連邦外国貿易銀行におけるソヴルイブフロートの口座番号三四四〇一〇四六に送金するものとする。

第五条 この協定の第一条に掲げられる区域において昆布採取に従事する日本漁民は、この区域に適用せらるるソヴィエト社会主義共和国連邦の法律、決定及び規則並びにこの協定の規定を遵守しなくてはならない。

前記の法律、決定及び規則について、またそれらに対する改正及び追加については、ソ連側は北海道水産会に通報するものとする。

### 付属書

北海道水産会の委任により

金澤幸雄

ソヴィエト社会主義共和国連邦漁業省の委任により  
B・クタコフ

一九八一年八月二五日モスクワにおいてひとしく正文である日本語及びロシア語によりそれ二通を作成した。

第六条 この協定は一九八一年の操業期間に対し締結され署名の日より効力を発生する。双方の代表者は、この協定の実施状況を審議し今後の措置に関する問題を解決するために、一九八二年五月一五日までに会合するものとする。

一、昆布採取区域は、この協定の第一条に掲げられる位置における(イ)、(ロ)、(ハ)及び(二)の点に設置される浮標によつて標示される。その他に次の追加浮標が設置される。

(イ)及び(ロ)の両点間に一浮標

(ロ)及び(ハ)の両点間に三浮標

(ハ)及び(二)の両点間に二浮標

浮標は、ソ連側によつて定められる手続きに従つて設置、撤収され、それらの位置は日本漁民に通報されるものとする。

二、この協定の規定に違反する日本漁民はこの区域における採取権を喪失しめられ得るものとする。

三、北海道水産会は、昆布採取を行う日本漁船のうち一隻を日本漁民及び漁船による協定履行の監視に当たせるために選定するものとする。

四、昆布採取を行う各漁船は、次の標識を保持しなければならないものとする。

(1) 船首部両舷側に船名を明記すること。

(2) 船首部両舷側に船名と列記して高さ一五センチメートル以上、幅九センチメートル以上に白字をもつて記載される識別番号を表示すること。

(3) 船尾両舷側に船籍地を表示すること。

(4) 漁船の両舷側丈夫に帶状赤色の塗装をすること。

五、昆布採取は次の条件によつて許可されるものとする。

(1) 採取は協定第一条に掲げられる区域に限り行われること。

(2) 採取期間は日出から日没までとすること。

(3) (2) 用いられる採取具及び方法は三また棹及び昆布棹とすること。

(4) 昆布に附着して石が引き上げられた場合は、採取現場において直接海中にそのまま投下すること。

(5) 再生産の目的をもつて成昆布の二〇パーセントはそのまま廃すこと。

(6) 生物学的環境改善のため、九月二六日から九月三〇日までの期間中二日間、昆布の全採取量の一〇パーセント以上の中がいそを採取すること。

六、採取を行う漁船の乗組員は次の事項を行つてはな

らないものとする。

(1) 協定中に掲げられる区域において他の種類の採捕をなすこと。但し、昆布採取に従事する漁民の食料に供するため当該漁船により手釣りの方法をもつてアイナメ、カレイ、カジカなどの小魚を採取することは妨げない。

(2) 未熟昆布の採取を行うこと。

(3) 漁船上に写真機及び映画撮影機を保持すること。

(4) 採取区域内になる島嶼に上陸すること。

#### ▲資料4▼

## 日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定（安全操業枠組み協定）

### 前文

日本政府及びロシア連邦政府（以下「両政府」といふ）は、日本国とロシア連邦との間の善隣関係の発展及び強化の促進を希望し、一九八四年一二月七日に東京で署名された日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定及び一九八五年五月一二日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に一層の進展を重視し、この協定に規定する水域における日本国の漁船による商業的基礎に基づく暫定的な性格を有する操業並びに当該水域における生物資源の保存、合理的利用及び再生産の態様を定めることを希望して、次のとおり協定した。

### （両政府の協力）

第一条 両政府は、この協定に定めるところにより、

関係に関する東京宣言並びに日本国とロシア連邦との

【引用元】 社團法人北海道水産会・貝殻島区域昆布採取協定実行委員会発行『日ソ昆布採取協定交渉要録並びに操業概要（昭和五五年度）』（昭和六〇年度）八〇〇八四頁。

なお、旧協定（高確協定）については、社團法人大日本水産会発行『日ソ間昆布採取協定の締交渉要録』六八〇七二頁に、協定本文と付属書の掲載がある。

北海道自治研究 2023年7月（No.654）

示される緯度及び経度の点を順次結ぶ測地線により閉まる水域において日本国の漁船による生物資源についての操業が実施されるため、また、当該水域における生物資源の保存、合理的な利用及び再生産のため、協力する。

（了解覚書に従つた実施等）

第二条

1 第一条に規定する水域における日本国の漁船による生物資源についての操業は、両政府が外交上の経路を通じて相互に通報することにより確定されるそれをこの国の団体の間で毎年合意される了解覚書に従つて実施されることとなる。

2 両政府は、この条の1にいうそれぞれの国団体の間で合意される取決めをこの条の1にいう了解覚書として認知する旨を外交上の公文の交換により相互に通報する。

3 日本国政府は、生物資源についての操業、保存及び再生産に関連して、この条の1にいう日本国団体により、この協定及びこの条の1にいう了解覚書に従い、支払が行われるよう日本国の法令の範囲内で措置をとる。

（協力の発展）

第三条

両政府は、相互に関心を有する場合に、漁獲物の市場価格の動向に関する情報の交換及び漁獲物の加工を含む両国間の漁業一般の分野における協力の発展に努める。

両政府は、適当な場合には、それぞれの国の関係法令の範囲内で、相互の漁業関係の分野における両国団体及び企業の間の協力の発展を奨励する。

（協議）

第四条 両政府は、相互に合意する時期に、原則として一年に一回、この協定の実施に関する諸問題について

協議を行う。

（連絡の促進）

第五条 両政府は、適当な場合には、この協定の実施に関連し、日本国農林水産省水産庁、日本国運輸省海上保安庁、ロシア連邦農業食糧省、ロシア連邦国境警備庁その他の両政府の関係機関の間の連絡を促進する。

（相互の関係における諸問題との関係）

第六条 この協定。この協定に従つて行われる活動及びこの協定の実施のための措置並びにこれらに関連するいかなる活動及び措置も、相互の関係における諸問題についてのいすれの政府の立場及び見解をも害するものとみなしてはならない。

（効力発生、有効期間及び延長）

第七条

1 この協定は、両政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了したことを外交上の経路を通じて相互に通告した日に効力を生じ、いづれか一方の政府がこの協定を終了させようとする日の少なくとも六箇月前までに他方の政府に書面によつてその旨を通告しない限り、三年間効力を有する。

2 この協定は、三年間効力を有した後、いづれか一方の政府がこの協定の満了日の六箇月前までにこの協定を終了させる意思を他方の政府に書面によつて通告しない限り、自動的に順次一年間効力を延長される。

末文

一九九八年二月二二日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
小渕恵三

ロシア連邦政府のために  
ボリス・エフイモヴィチ・ネムツォフ

付表

第1点	北緯43度23分00秒東経145度56分00秒
第2点	北緯43度25分30秒東経145度49分12秒
第3点	北緯43度28分36秒東経145度45分29秒
第4点	北緯43度34分00秒東経145度43分00秒
第5点	北緯43度32分00秒東経145度34分00秒
第6点	北緯43度47分00秒東経145度15分00秒
第7点	北緯44度00分00秒東経145度23分02秒
第8点	北緯44度04分00秒東経145度28分30秒
第9点	北緯44度41分00秒東経146度01分00秒
第10点	北緯44度37分00秒東経146度25分00秒
第11点	北緯44度40分00秒東経146度41分00秒
第12点	北緯44度49分00秒東経146度49分00秒
第13点	北緯44度50分00秒東経147度06分00秒
第14点	北緯44度35分00秒東経147度13分00秒
第15点	北緯44度22分00秒東経147度15分00秒
第16点	北緯44度14分00秒東経147度01分00秒
第17点	北緯44度16分00秒東経146度46分00秒
第18点	北緯44度03分00秒東経146度15分00秒
第19点	北緯43度43分00秒東経145度49分00秒

【引用元】

外務省ウェブサイト・条約データ検索を  
通じて取得。